

人命救助の功績をたたえ 感謝状を贈呈しました

用水路に転落した女性を救助したとして、令和元年12月25日、眞壁博利さんに大河原消防署長から感謝状が贈られました。

令和元年12月5日19時45分頃、川崎町支倉の国道286号線脇の用水路に、高齢の女性が自転車ごと転落しました。近くの眞壁自動車商会で作業中だった眞壁さんが女性の声に気づき、周囲を確認したところ、用水路内にケガをして身動きできない女性を発見しました。

眞壁さんは、119番通報した後、ケガの応急手当を行い、氷点下に近い気温下で、衣服が濡れ寒さに震えていた女性に、温かい飲み物を提供しました。

さらに深さ約2m、幅約3m、水深約10cmの用水路内に、作業場から持ってきたはしごを架け、その後到着した救急隊と協力して女性を救出し、円滑な救助活動に貢献しました。



▲大河原消防署長(写真左)、眞壁博利さん(写真中央)、川崎出張所長(写真右)

住宅用火災警報器の 設置状況調査に ご協力をお願いします



当消防本部では、住宅用火災警報器の未設置世帯等に対して、効果的な普及啓発を行うとともに、すでに住宅用火災警報器を設置している世帯に対しては、定期的な作動確認や経年劣化及び電池切れがあれば本体の交換を推進するなど、適切な維持管理等に関する広報を実施しています。

つきましては、住宅用火災警報器の設置状況などの実態を把握するため、次のとおり調査を実施しますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

● 調査期間

令和2年3月1日(日)から5月15日(金)まで

● 調査方法

消防職員による訪問調査(身分証を提示します。)

● 調査対象

仙南2市7町(一戸建て、長屋、共同住宅)から無作為に抽出した330世帯

● 調査内容

住宅用火災警報器の「設置の有無」、「点検の実施状況、結果」等について玄関先で聞き取り調査を行います。希望があれば、設置場所や作動の確認等を行います。

住宅用火災警報器の 設置について

住宅用火災警報器は、台所のみまたは寝室1箇所だけに設置すれば良いと思いませんか？

適正な設置場所は次のとおりです

設置が義務付けられている所は…

①※1 寝室 ②台所 ③※2 階段

※1 普段就寝しているすべての寝室

※2 2階に寝室がある場合に限る

住宅用火災警報器の効果



住宅用火災警報器を設置している場合は設置していない場合と比べ、住宅火災100件あたりの死者数が4割減、焼損床面積と損害額は概ね半減とのデータがあります。

大切な命と財産を守るため住宅用火災警報器を適正に設置し維持管理を行いましょう。

消防職員が住宅用火災警報器や消火器を販売することはありません。悪質な訪問販売等にご注意ください。